

ご契約者様で被害された方々へ

大雪災害にかかる災害に対する金融上の処置について

今回の連日の豪雪により、災害救助法が適用されました下記の地域につきまして、ご契約者様には、保険金等のお支払いについて迅速にお取扱いをいたします。

記

1. 災害救助法の適用地域

新潟県

上越市、妙高市、長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市

2. 措置の適用項目

前項に記載しました地域のご契約者様からのお申し出に対する便宜

- (1) 保険証券、届出印等の紛失
- (2) その他の手続等に関する事項

以上

平成 24 年 1 月 25 日
ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
代表取締役 坂 口 明